

新しい公益信託の活用と税務

民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦

はじめに

(1) 本稿の目的

公益信託に関する法律（以下「新公益信託法」と言う）は昨年2024年制定され来年2026年4月に施行される。同法に基づく新しい公益信託の制度は旧来の制度と大きく異なり画期的な制度であり今後大いに期待できる。新しい公益信託の税制も旧来の税制と大きく異なり抜本的に改善された。内閣府はその円滑な施行のため、この夏にその施行令及び施行規則を制定し、年末までにそのガイドラインを取りまとめる予定である。こうした政府の熱意を専門家の先生方に知っていただきたいと思い本稿を執筆した。本稿はまず民間による公益活動の必要性を指摘し、米国の寄付文化、日本の公益信託の現況を見た上で、新公益信託法と新公益信託税制を概説し、専門家の先生方のために新しい公益信託の活用を提案する。

(2) 民間非営利部門の果たす役割の必要性

本年2025年6月に最高裁判所は、生活保護基準の引下げについて、国の処分を違法とする判決を下した¹。日本の国家財政の窮迫状況が社会保障関係費の最たるものである生活保護費の給付すら削減せざるを得ないところまで来ているとは驚きである。社会保障関係費の国家予算

の一般歳出に占める割合は社会の高齢化と共に上昇し2024年に56%と半分を超えた²。2000年には35%であったから、過去24年間に21%増えた。この傾向が続くとすれば、24年後の2048年にはその割合が77%になり、社会保障関係費以外の経費の予算割合は非常に少なくなる。日本の債務残高は既にGDPの2倍を超え主要先進国の中で最も高い水準にある³。この財政の逼迫状況は日本経済の停滞が続くので今後更に悪化することは避けられない。政府に財源がない以上、公益活動は政府に頼ることなく民間により行わざるを得ない。内閣府は今後の民間公益の在り方を検討すべく「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」を設置した。同会議は最終報告にて、「多様な社会的課題の解決のためには、……民間による公益的活動（以下「民間公益」と言う）の主たる担い手とその事業を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていく必要がある」との認識を示し、公益法人と共に公益信託の制度改革を提言した⁴。これが新公益信託法の制定の背景である。この国家財政の危機的状況について、我々は仕事に追われて見過ごしがちであるが、民間公益の必要性を強調しておきたい。

¹ 令和6（行ヒ）170 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件：令和7年6月27日最高裁判所第三小法廷判決

² 厚生労働省HP「社会保障と財政」

³ 財務省HP「これからの日本のために財政を考える」6「日本の借金の状況」

⁴ 令和5年6月2日有識者会議 最終報告